

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第2条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同法第3条第1項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年1月27日 横浜地方法務局横須賀支局 登記官 金田 孝司

記

意見又は資料の提出先

〒238-8536

横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎

横浜地方法務局横須賀支局

TEL 046-825-5511

手続番号	表題部所有者不明土地に係る 所在事項		地目	地積 (m ²)
0202-2024-0001	横須賀市秋谷四丁目	1312番	山林	400
0202-2024-0002	横須賀市秋谷四丁目	1314番	畑	228
0202-2024-0003	横須賀市秋谷四丁目	1315番	山林	99